

## 法人道民税・法人事業税および 特別法人事業税（地方法人特別税）の申告・納税は eLTAX で

北海道では、インターネットを利用した地方税ポータルシステム（エルタックス）による法人道民税・法人事業税および特別法人事業税（地方法人特別税）の申告・納税を受け付けています。

利用できるのは、北海道に申告・納税を行う納税者（税理士など代理人を含む）で、利用届け出を提出されている方です。

利用開始の方法など、詳細についてはエルタックスホームページをご覧ください。

○問合せ 北海道税務所課税課事業税関税係（☎ 25-8681）

法人道民税・事業税の申告や納税、各種届出書についての問い合わせは、札幌道税務所税務管理部（☎ 011-204-5083）へ



eLTAX ホームページ

## 年末調整手続きの電子化による簡便化のお知らせ

これまでの年末調整では、従業員は保険会社から保険料控除証明を書面（はがき）で受け取り、それを基に手書きで保険料控除申告書を作成して書面で勤務先に提出するなど、年末調整の一連の手続きを書面で行っていました。

この一連の手続きが電子化されると、従業員は控除証明書を電子データで受け取り、当該データを電子化に対応した民間ソフトウェアや国税庁が提供する年末調整控除申告書作成用ソフトウェア（通称「年調ソフト」）にインポートすることで、各種控除申告書をデータ作成しメールなどで勤務先に提出することができるようになります。

詳細については、下記より国税庁ホームページ「年末調整手続きの電子化に向けた取組について」をご確認ください。

○電子化することによるメリット

- ①保険料控除などの控除額の検算が不要
- ②控除証明書などのチェック事務が削減（従業員が控除証明書などデータを利用した場合）
- ③従業員からの問い合わせが減少
- ④年末調整関係書類の保管コストが削減

○従業員のメリット

- ①控除額などの記入・手計算が不要
- ②控除証明書などデータを紛失しても再交付依頼が不要
- ③勤務先からの問い合わせが減少

○国税庁が提供する「年調ソフト」とは

国税庁では、控除証明書の電子データの取り込みから控除申告書のデータ作成に対応した「年調ソフト」を開発し、各アプリストアや国税庁ホームページで公開しています

※現在、お使いの給与計算ソフトなどへの取り込み機能については、ソフト開発業者へご確認ください。

○マイナポータル連携について

従業員の方が保険会社などから取得する控除証明書などデータについては、保険会社などのウェブサイトから入手する方法のほか、マイナポータルを連携することで一括取得することができます。

詳しくは下記より国税庁ホームページ「マイナポータル連携特設ページ」をご確認ください



◀ 年末調整手続きの電子化  
に向けた取組について



◀ マイナポータル  
連携特設ページ

## 企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）創設

地方公共団体が地方創生のために実施する取り組みとして、企業から寄付を行っていただけるよう、平成 28 年 4 月に「企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）」が創設されました。

町では、地域再生計画の「訓子府町まち・ひと・しごと創生推進計画」が令和 4 年 7 月 8 日に内閣府の認定を受け、この計画に資する事業に対する寄付を受けられることとなりましたので、この制度を活用して企業の皆さんからの寄付を募り、「第 2 期訓子府町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる取り組みのさらなる推進を図っていきたく考えています。

○町に寄付する際の留意事項

・町内に本社が所在する企業は、当税制における寄付はできません

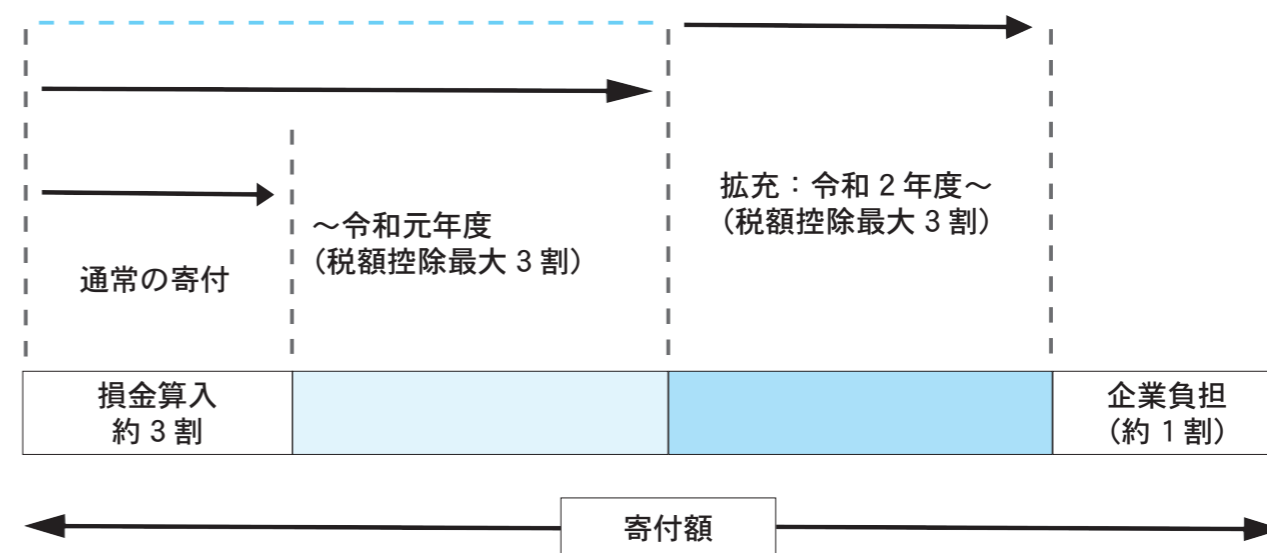
※この場合の本社とは地方税法における「主たる事務所または事業所」となります。

- ・1 回当たり 10 万円以上の寄付が対象となります
- ・寄付を行うことの代償として町から経済的な利益を受け取ることは禁止されています
- ・本制度の対象期限は令和 6 年度までです
- ・寄付は随時受け付けています

### 企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）の概要

企業版ふるさと納税（正式名称「地方創生応援税制」）は、国が認定した地域再生計画に記載された事業に対して企業が寄付を行った場合、税制上の優遇措置を受けられる仕組みです。

※令和 2 年度から令和 6 年度まで最大で約 9 割が税額控除の対象となります。



（例）1,000 万円寄付すると、最大約 900 万円の法人関係税が軽減されます。

①法人住民税

寄付額の 4 割を税額控除します。ただし、法人住民税法人税割額の 20%が上限となります

②法人税

法人住民税で 4 割に達しない場合、その残額を税額控除します。ただし、寄付額の 1 割を限度とし、法人税額の 5%が上限となります

③法人事業税

寄付額の 2 割を税額控除します。ただし、法人事業税額の 20%が上限となります

■問合せ 元気なまちづくり推進室（☎ 33-5008 役場 1 階 窓口 11 番）